

案（抜粋）

資料No. 2

長岡市の入札・契約制度 改革への提言 (最終報告)

令和元年●月●日

長岡市入札・契約制度に関する検討委員会

4 入札・契約制度の現状と確認・検討結果（3の提言の再掲含む）

（1）入札・契約の種類

① 一般競争入札

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

一般競争入札とする設計額基準等については、現行の基準を維持されたい。

ただし、入札の競争性と透明性を高めるためには一般競争入札を拡大すべきであることから、経済情勢の好転や人手不足の解消など、地域建設業を取り巻く環境が改善した場合は、基準の引き下げを検討されたい。

<委員会における意見等>

- ・ 現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」（指名競争入札は2,000万円未満）であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。
- ・ 入札は、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札は、入札の透明性と競争性が確保されにくいいため、一般競争入札とする設計額の基準について、現行の「2,000万円以上」を以前の基準である1,000万円まで引き下げるべきである
- ・ 原則を尊重しつつも、地域経済の活性化や中小事業者の人材確保という観点からは、現行の基準のままでも指名競争入札の指名業者数を増やすことで、透明性・競争性と合わせて受注機会が確保されるのではないか。
- ・ 基準額を引き下げた場合の地域の事業者への影響が不透明であり、判断が難しい。
- ・ 委員会が立ち上がった背景を踏まえると、「長岡市の入札・契約制度が変わった」ということを市民や事業者が明確に分かるようにすべきではないか。
- ・ 設計額の基準は、景気動向とはあまり関係がないものであり、また、指名競争入札では、指名のない事業者が入札に参加できないデメリットがある。
- ・ 事業者のアンケート結果から、地元建設事業者の厳しい現状が伺えることを勘案すると、一般競争入札の範囲が拡大されたときに、中小の建設事業者がさらに厳しい競争に耐え得るか心配である。
- ・ 事業者のアンケート結果から、中小の建設事業者が人手不足や人材確保に苦慮している状況なども読み取れることを踏まえると、一般競争入札の拡大により、これまで以上に受注できなくなる状況が生じるとしたら、それは当委員会が望むこととは異なり悩ましい。

（長岡市の現状）

- 制限付き一般競争入札
- 設計額2,000万円以上の建設工事（平成23年4月改定）

- 地域要件、工事成績、施工実績等の参加要件の設定

※ 特定共同企業体（JV）結成は、設計額1億円以上で執行する。

（制度説明）

公告によって不特定多数の者を募集し、入札によって申込みをさせる方法により競争させるもので、その申込者のうちから、自治体に最も有利な条件を提示した者（総合評価方式もある）を選定し、その者と契約を締結する方式

② 総合評価方式（試行）

（委員会の確認・検討結果）

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

今後も同方式による実施が適当な工事があった場合には、可能な限り実施すべきである。

<委員会における意見等>

- ・積雪等により工期に制約がある長岡市では、外部アドバイザーの意見聴取などから開札まで3か月程度を要するため、発注側・受注側ともに対象拡大の障害となっていることが分かった。
- ・今回の事件の原因が設計額（工事価格）の情報漏えいであったため、価格だけでなく技術力も評価して落札者を決定する「総合評価方式」等の多様な入札制度の検討も進めるべきではないか。
- ・「総合評価方式（試行）」では技術評価点に差がつかない傾向があることについて、「配点などは外部アドバイザーの意見を踏まえて設定しているものの、差がつきにくく、過去の実績の有無により決定される項目も多いため、新たな観点から評価項目を追加することなどを検討している」と市から説明があった。
- ・簡易（提案）型の件数が少ない理由について、「本市においては、事業者からの提案で工事内容に大きな差がつくような発注規模の大きい工事件数が少ないこと、同方式は手続きから着工まで長期間を要するが、降雪という地域特性も踏まえると、それだけの期間を確保できる工事件数が現状においては年に1～2件程度であること」と市から説明があった。
- ・対象となる工事（金額）について、「市の内規は3千万円以上と定めているが、実際、同手法による実施が適当と思われる工事（評価の際に差が見て取れる規模の工事）は1億円以上の工事が多い」と市から説明があった。

（長岡市の現状）

- 設計額3,000万円以上の建設工事で長岡市建設工事入札参加資格等審査委員会（以下「入札参加資格等審査委員会」という。）が適当であると認めた工事
- 安全対策等の提案、施工実績・地域貢献度、入札価格を総合的に評価する「簡易提案型」

により実施。(年間2件程度)

(制度説明)

入札価格と入札価格以外の要素を総合的に評価して、発注者にとって最も有利な者を落札者として決定する方式。入札価格以外で評価する部分としては、工期や、安全性、環境への配慮などがある。

③ 指名競争入札

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

指名競争入札とする設計額基準等については、現行の基準を維持されたい。

ただし、入札の競争性と透明性を高めるためには一般競争入札を拡大すべきであることから、経済情勢の好転や人手不足の解消など、地域建設業を取り巻く環境が改善した場合は、基準の引き下げを検討されたい。

<委員会における意見等> (4 (1) ①の委員会における意見等の再掲)

- ・現在、一般競争入札となる設計額の基準は「2,000万円以上」(指名競争入札は2,000万円未満)であるが、一般的に指名競争入札は高落札率となる傾向にあり、長岡市においても同様の傾向があることから、競争性を高めるためには、当該基準を「1,000万円以上」まで引き下げるなどの検討が必要ではないか。
- ・入札は、一般競争入札が原則とされており、指名競争入札は、入札の透明性と競争性が確保されにくいいため、一般競争入札とする設計額の基準について、現行の「2,000万円以上」を以前の基準である1,000万円まで引き下げるべきである
- ・原則を尊重しつつも、地域経済の活性化や中小事業者の人材確保という観点からは、現行の基準のままで指名競争入札の指名業者数を増やすことで、透明性・競争性と合わせて受注機会が確保されるのではないか。
- ・基準額を引き下げた場合の地域の事業者への影響が不透明であり、判断が難しい。
- ・委員会が立ち上がった背景を踏まえると、「長岡市の入札・契約制度が変わった」ということを市民や事業者が明確に分かるようにすべきではないか。
- ・設計額の基準は、景気動向とはあまり関係がないものであり、また、指名競争入札では、指名のない事業者が入札に参加できないデメリットがある。
- ・事業者のアンケート結果から、地元建設事業者の厳しい現状が伺えることを勘案すると、一般競争入札の範囲が拡大されたときに、中小の建設事業者がさらに厳しい競争に耐え得るか心配である。
- ・事業者のアンケート結果から、中小の建設事業者が人手不足や人材確保に苦慮している状況なども読み取れることを踏まえると、一般競争入札の拡大により、これまで以上に受注できなくなる状況が生じるとしたら、それは当委員会が望むこととは異なり悩ましい。

(長岡市の現状)

- 設計額 130 万円超から 2,000 万円未満の建設工事 (平成 23 年 4 月改定)
- 設計額 50 万円超の測量・建設コンサルタント等業務委託

(制度説明)

ある一定の資格を有する者のうちから特定多数の競争入札者を選んで競争入札をさせ、地方公共団体に最も有利な価格で申込みをする者との間に締結をする契約方法。

(3) 入札方法等の運用基準

⑤ 入札方法等に係るその他の条件

(委員会の確認・検討結果)

現行制度が適正に運用されていることを確認した。

特定共同企業体 (JV) を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について、現在、原則として設計額 1 億円以上の工事としているが、業者の採算性及び入札の透明性を高める観点から、この金額の引き上げを検討されたい。あわせて、長岡市共同企業体運用基準に定める金額と運用上の基準額について、整合を図られたい。

<委員会における意見等>

- ・設計額 1 億円以上の入札工事案件について、原則として特定共同企業体 (JV) の結成を入札参加資格要件としているが、JV を結成すると入札の参加事業者が少なくなり、競争性が発揮されにくくなるとも考えられるため、単独事業者も参加できるような要件緩和 (混合方式の導入) も含む検討を行うべきではないか。
- ・特定共同企業体 (JV) を入札参加資格要件とする対象工事の基準等について、事業者のアンケート結果から、同制度に直接関係する A ランクの事業者は「金額を引き上げるべきだ」という意見も多く、自由意見欄からは採算性が課題となっていることも読み取られるので、基準となる設計額を引き上げた方がよいのではないか。
- ・他機関の例を見ると、JV はともすると談合の温床となる場合もあることから、基準金額を引き上げて件数を減らす方がいいのではないか。
- ・基準となる設計額について、いくらが妥当なのかこの委員会で判断することは難しい。
- ・長岡市共同企業体運用基準第 5 条に定める設計金額は「3 億円以上」である一方、同基準附則第 3 項に基づき現在の運用は設計額「原則 1 億円以上」となっていて、2 つの数字が混在している。そのような中で委員会がこの場で新たな基準を決めても解りにくい。

(長岡市の現状)

ア 設計額 2,000 万円以上 3,000 万円未満の土木一式 (下水道管渠) 工事 (A 級工事) について、地域要件を川東地域、川西地域に 2 分する。

- イ 設計額 8,000 万円以上の工事には、施工実績を求めることができる。
- ウ 「くい上がり」、「くい下がり」の運用方法は、次のとおりとする。
- (ア) 発注地域（支所地域単位）の工事で指名業者数が充足できない場合に、当分の間、指名総数の 50%を限度として、発注地域業者又は近接する地域業者で過去 3 年度の工事成績の平均点が 75.0 点以上の事業者を指名できることとする。
 - (イ) 舗装工事については、発注地域にかかわらず指名業者選定を行い、舗装機械を有している者を優先するものとし、「くい上がり」のみとする。
- エ 設計額 1 億円以上の入札工事案件は、原則として特定共同企業体（JV）の結成を資格要件とする。
- オ 一抜け方式は、次のいずれかに該当する制限付き一般競争入札及び指名競争入札で検討する。
- (ア) 土木一式、下水道管渠、舗装、管（消雪管等）、水道管
工区が隣接又は近接しており、かつ、施工期間が限定されている案件
 - (イ) 建築一式、建築物の給排水・衛生設備、建築物の電気設備、その他の工種
 - ・ひとつの施設を分割して施工することで、施工期間を担保する案件
 - ・工区は離れているが、施工期間が限定されている又は資材の一括調達が困難な案件